

## みなかみ町道路台帳補正業務 想定仕様書

### 第1章 総則

#### 第一条（摘要）

この仕様書は、みなかみ町が道路台帳等統合整備業務委託(以下「統合業務」という。)を発注し、これを完了した後に発生する、道路変化等に伴う道路台帳補正業務(以下「本業務」という。)についての見積書を作成するために必要な事項を定めるものである。

プロポーザル参加業者（以下「業者」という。）が統合業務のプロポーザル方式業者選定の際に提示した提案内容に基づき、本仕様書により提示した想定案件についての見積書を作成すること。

#### 第2条（目的）

想定見積書の提出により、業者が提案した内容で統合業務を執行した場合におけるランニングコストを評価することを目的とする。

想定見積書の中で提示された歩掛を、今後執行するみなかみ町道路台帳補正業務委託の随意契約に係る正規の歩掛として取り扱うものとし、統合業務発注後は、みなかみ町と受注業者（以下「受注者」という）との間で歩掛協定を取り交わすこと。

#### 第3条（準拠法令）

本業務は、本仕様書によるほか次の法令及び規程に基づいて行うものとする。なお、それぞれの法令及び規定において、同様の内容が重複して記載されている条項等があった場合は新しく制定された条項に基づいて行うこと。

- ① 測量法（昭和 24 年 法律第 188 号）
- ② 測量法施行令（平成 24 年 政令第 322 号）
- ③ 測量法施行規則（平成 24 年 建設省令第 16 号）
- ④ 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 法律第 63 号）
- ⑤ 道路法（昭和 27 年 法律 180 号）
- ⑥ 道路法施行令（昭和 27 年 政令第 479 号）
- ⑦ 道路法施行規則（昭和 27 年 建設省令第 25 号）
- ⑧ 作業規定の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）
- ⑨ 道路施設現況調査要綱（国土交通省道路局）
- ⑩ 地方交付税法（昭和 25 年 法律第 211 号）
- ⑪ 地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）
- ⑫ みなかみ町公共測量作業規程（未定）
- ⑬ みなかみ町における各条例、規則、並びに要綱

#### ⑭ その他関係法令、通達等

#### 第4条（業務実施計画）

受注者は、本業務の着手に先立ち、契約締結時の仕様書に基づく業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るとともに、速やかに業務着手届・管理技術者届・工程表を提出するものとする。

#### 第5条（法人の資格要件）

受注者は、次の各号に掲げる認証を取得していることとし、業務着手時において、公的機関からの認証（写し）を提出するものとする。

- （1）品質マネジメントシステム（QMS ISO9001）
- （2）環境マネジメントシステム（EMS ISO14001）
- （3）プライバシーマーク制度（PMS JISQ15001）
- （4）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS ISO27001）

#### 第6条（管理技術者）

受注者は、業務実施計画の立案、工程管理及び品質管理を統括する者として、測量法に規定される「測量士」の資格を有し、かつ、道路台帳の調製に類する実績を有する者を管理技術者として配置すること。

- 2 当該配置者については、業務発注時点で3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、業務完了までの間、在席が見込まれる者とする。
- 3 受注者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出すること。

#### 第7条（作業経過報告及び打合せ）

受注者は、作業期間中、発注者と常に緊密な連絡を保ち、作業進捗状況等を報告しなければならない。また、打合せの際、業務打合せ記録簿を作成し、発注者と受注者が各一部保管するものとする。なお、状況に応じ、作業方法は、打合せ記録簿を優先させる場合がある。

#### 第8条（関係官公庁等との諸手続き）

本業務遂行のために必要な関係官公庁等に対する諸手続きは、受注者の責任において代行するものとする。

#### 第9条（疑義）

受注者は、仕様書等に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に申し

出るものとし、発注者・受注者協議の上決定するものとする。

#### 第10条（再委託の禁止）

受注者は、業務を一括して第三者へ委託等することができないこととする。また、受注者は、本業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面による発注者の承諾を得なければならない。

#### 第11条（損害の賠償）

受注者は、本業務の実施中に生じた諸事故や発注者に与えた損害に対し、発注者の指示に従い受注者の責任において処理するものとする。

#### 第12条（土地の立ち入り）

本業務の実施にあたり、他人の占有する土地に立ち入る場合には、予め土地占有者等の関係者に周知し、紛争の起こらないよう十分に留意しなければならない。また、本業務おける現地作業期間中は、身分証明書を常時携行し、関係者から請求があれば速やかに提示しなければならない。

#### 第13条（機密の保持）

受注者は本業務により知り得た一切の事項を、いかなる場合も発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。

#### 第14条（成果品の帰属）

本業務における成果品(本業務の履行過程で得られた記録等を含む)はシステムプログラム等受注者並びに第三者が既得している権利を除き、発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく外部に貸与又は公表してはならない。

#### 第15条（完了検査）

受注者は、本業務完了時に発注者に対し、業務完了届、成果品納品書及び成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、修正の指示を受けた場合、速やかに修正し、再検査を受け、再検査の合格により完了とするものとする。

#### 第16条（成果品の瑕疵等）

業務完了後、受注者の過失、疎漏による不良箇所や誤謬が発見された場合は、発注者の指示により、受注者の負担において、速やかに修正ならびに補足するものとする。

#### 第17条（資料の貸与）

受注者が本業務の履行に最低限必要とする資料は、発注者から貸与を受けることができるものとする。なお、資料の貸与を受けた場合は、破損、紛失の無い様、慎重に取扱い、業務完了後は、速やかに発注者に返却しなければならない。

- 2 受注者が資料の貸与を受けた場合は、貸与期間、貸与を受けた資料について記載した借用書を任意の書式にて発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、発注者が必要とするところにより返還請求を受けた場合は、業務履行期間内でも、速やかに貸与資料の返還、あるいはこれに準ずる措置を講じなければならない。

## 第18条（業務概要）

本業務の概要は次のとおりとする。

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) 計画準備・資料収集・打合せ協議   | 1 式           |
| (2) 道路台帳データ補正         |               |
| ① 新規認定路線              | 3.365km 14 路線 |
| ② 路線変更                | 0.723km 7 路線  |
| ③ 道路改良                | 0.979km 12 路線 |
| ④ 舗装変化                | 0.978km 11 路線 |
| ⑤ 側溝・路肩・防護柵           | 0.196km 11 路線 |
| ⑥ 廃止等路線               | 1.81km 5 路線   |
| ⑧ 橋梁・トンネル・踏切台帳作成      | 16 箇所         |
| ⑦ 附属物                 | 5 箇所          |
| (3) 道路台帳調書全路線集計       | 1129km        |
| (4) 認定路線網図データ更新       | 1 式           |
| (5) 道路台帳図・認定路線網図出力製本  | 1 式           |
| (6) 道路認定調書出力製本        | 1 式           |
| (7) 道路台帳管理システム更新設定    | 1 式           |
| (8) 道路台帳データ庁外配信システム更新 | 1 式           |

## 第19条（納入場所及び期限）

本業務の成果品の納入場所は、みなかみ町役場地域整備課とするものとする。

## 第2章 業務内容

### 第20条（作業目的）

本業務はみなかみ町道路台帳の経年変化を補正するものである。主なる補正箇所は道路部とし、道路台帳図、認定路線網図および調書の補正更新を行う。

補正更新された図面、及び調書は、毎年行われる道路施設現況調査、普通交付税算定の基礎資料として使用できるものとする。

#### 第21条（計画準備・資料収集・打合せ協議）

業務の実施にあたり、必要となる貸与資料等を収集・整理を行い、業務の目的、仕様、貸与資料及びデータの性質、作業規定を十分に把握した上で、合理的かつ正確に作業を実施するために必要な工程、人員配置、機材を検討し実施計画を立案するとともに、必要となる手配・準備を行うものとする。

#### 第22条（打合せ協議）

打合せは、業務着手時、中間打合せ、業務完了後の計3回とする。

#### 第23条（道路台帳の修正区分）

道路台帳の修正区分は以下のとおりである。

修正区分	単位	内容
新規路線	km	・ 新設された路線 ・ 車線が増設された路線
路線変更	km	・ 区域が現道の位置と大きく変化した路線
道路改良	km	・ 改良工事に伴い道路の状況及び周辺の現況が変化した路線 (拡幅、道路後退、歩道設置、隅切りを行った区間)
側溝・路肩・防護柵・消雪施設	km	・ 側溝・路肩・防護柵・消雪施設の新設、改良が行われた区間 (若干の幅員変更を含む)
舗装変化	km	・ 舗装工事により、道路及び周辺の現況に変化がなく舗装種別のみが変わるもの。
廃止	km	・ 路線の全部、又は一部の廃止
橋梁・トンネル・踏切台帳	箇所	・ 橋梁・トンネル・踏切の道路施設現況調査に関する台帳の加除が必要な変化が生じたもの
附属物	箇所	・ 道路照明、道路標識、カーブミラー等の設置のみによるもの

#### 第24条（現地測量）

本作業においては、現況平面図データを作成するために、航空写真測量・MMS（モバイルマッピングシステム）計測・TS（トータルステーション）測量、デジタル平板システム・デジタルオフセット法等により補正対象箇所の道路現況（地形）及び台帳（台帳要素）平面データを取得するものとする。なお、データ取得精度は更新前の精度と同等以上とする。

#### 第25条（現況平面図・道路台帳附図データの修正）

現況平面図・道路台帳附図データ作成については、道路台帳等統合整備業務委託の成果

品である「製品仕様書」及び各基準に従い作成するものとする。

#### 第26条（道路施設データ更新）

道路の新規・改良・廃止により異動が発生する付属施設、及び単独で設置した付属施設について、作成・補正に必要となる情報を現地で取得し、データ更新するものとする。

#### 第27条（共用空間データの補正）

前条までに作成した道路現況平面データにより、発注者が貸与する共用空間データのハイブリッド編集を行い、共用空間データの修正を行うものとする。

- データの仕様等については、「製品仕様書」に従い作成するものとし、品質評価を行うものとする。

#### 第28条（道路台帳調書の修正）

前条までに補正された道路台帳附図データをもとに、道路台帳調書に必要となる測定基図データを作成し、数値計測及びデータアップを行うものとする。

- 道路台帳調書の面積及び数量等のとりまとめについては電子計算機による演算処理で実施するものとし、以下の調書を作成するものとする。

##### ①道路法に関する調書

	調書名	集計単位
1	道路台帳第1表	1 路線
2	道路台帳第2表（実延長調書）	1 路線
3	道路台帳第3表（トンネル調書）	1 施設
4	道路台帳第4表（橋調書）	1 施設
5	道路台帳第5表（鉄道等との公差調書）	1 施設

##### ②国土交通省（道路施設現況調書）に関する調書

	調書名	集計単位
1	第1号様式 道路現況(総括)台帳	1 級、2 級、その他 全路線
2	第2号様式 道路現況(独立専用自歩道)台帳	1 路線
3	第3号様式 道路現況(部分自歩道)台帳	1 路線
4	第5-1号様式 橋梁現況(14.5m 以上)台帳橋梁	1 施設
5	第5-2号様式 橋梁現況(14.5m 未満)台帳	1 施設
6	第6号様式 トンネル現況台帳	1 施設
7	第7号様式 踏切現況台帳	1 施設

③総務省（地方交付税法）に関する調書

	調書名	集計単位
1	道路基礎数値台帳 1、2	1 路線
2	橋梁基礎数値台帳	1 施設
3	道路橋梁調書	1 路線
4	道路橋梁（異動調書）	1 路線（異動路線）
5	道路橋梁（異動調書）2葉の1、2	1 路線（異動路線）

④発注者が管理に必要とする調書

	調書名	集計単位
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～③に記載する調書を作成する為の根拠となる資料</li> <li>・路線認定調書</li> <li>・道路法の告示に必要とする調書</li> <li>・他、有益となる調書類（提案による）</li> </ul>	提案により適宜とする

第29条（認定路線網図データ修正）

本作業においては、「製品仕様書」に従い認定路線網図データの修正を実施するものとする。

- 2 認定路線網図データは、道路中心線より作成するものとする。

第30条（出力製本等）

修正した道路台帳図調書データを出力し、製本を行うものとする。

- (1) 道路認定調書（A4 背張り製本）
- (2) 認定路線網図（観音製本 A2/A3 縮尺 1/10,000） 1部
- (3) 道路台帳図（観音製本 A3/A4 縮尺 1/2,500） 1冊 100枚以内 各1部

第31条（システムデータの更新）

本作業においては、前条までに作成した各種データについて、発注者が運用する「道路台帳管理システム」及び「統合型 GIS」のシステム用データを作成し、システムセットアップを行うものとする。

- 2 データ更新およびシステムセットアップに必要とする費用は全て本業務に含むものとし、動作検証を含め、発注者の承認を得るまで実施すること。

第32条（システム障害が発生した場合の対応）

発注者が運用する道路台帳管理システムに機能障害が発生した場合の対応を行う。対応の範囲は以下のとおりとする。

- (1) システムの利用にあたっての様々な操作および問い合わせ等への対応。
- (2) システムに障害が発生した場合、ソフトをインストールしているハードウェア 環境での原因の調査および関係者への通知。
- (3) システムの障害がソフトに起因する場合の障害の除去。

### 第33条（各種調査に対応するための運用支援）

国・県等から随時依頼のある調査に対応するため、特に下記の事案が発生した場合の支援及び助言を行うものとする。

- (1) 毎年実施される調査で様式が変更となった場合。
- (2) 新規の調査が実施された場合。



### 第3章 成果品

#### 第34条 (成果品)

本業務の成果品は次のとおりとする。

- |                  |    |
|------------------|----|
| (1) 道路台帳図面データ関連  | 1式 |
| (2) 道路台帳調書データ関連  | 1式 |
| (3) 路線網図関連       | 1式 |
| (4) 道路台帳管理システム関連 | 1式 |
| (5) 庁外配信GIS関連    | 1式 |